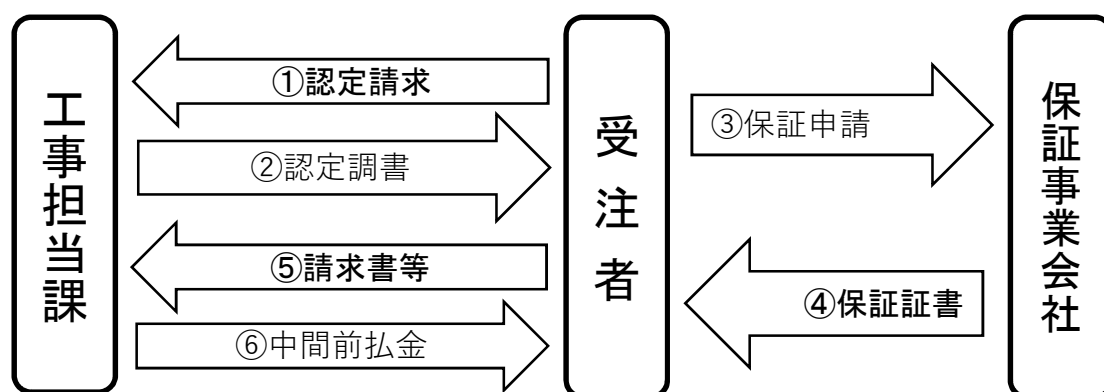


## ■ 中間前金払制度手続フロー



- ① 受注者は、中間前払金を請求しようとするときは、工事担当課に対し、認定申請書に工程表の写し（出来高部分を赤字等で追加記入したもの）及び工事工程月報を添えて提出。
- ② 工事担当課は、受注者から認定申請書の提出があったときは、速やかに条件を満たしているかどうかを確認し、条件を満たしている場合は、提出があった日の翌日から起算して10日以内に受注者に対し、認定書を交付。
- ③ 受注者は、裾野市から交付を受けた認定書により、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結し、中間前払金保証証書の発行を依頼。
- ④ 保証事業会社は、受注者と締結した中間前金払保証契約により、受注者に中間前払金保証証書を交付。
- ⑤ 受注者は、中間前金払申請書に保証事業会社の発行した中間前払金保証証書（原本）及び請求書を添えて、契約担当課へ提出。
- ⑥ 工事担当課は、請求書を受けた日から起算して14日以内に受注者の指定する金融機関に振り込。